

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案に対する修正案 対照表

〔傍線部分は修正部分〕

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>1 この法律は、令和三年九月一日から施行する。</p> <p>〔検討〕</p> <p>2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>この法律は、令和三年九月一日から施行する。</p> <p>〔新設〕</p>